

III 生活環境安全

1 薬事

(1) 薬事

薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、医療機器販売業等の許可、許可更新及び諸届の事務と、これらの施設に立ち入って構造設備、管理状況等について調査及び監視指導を行い、安全な医薬品等の供給に努めている。

令和4年7月1日から同年12月28日までの期間中に実施した医薬品等一斉監視指導では、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」への適合状況、オンライン服薬指導の実施状況等を重点監視項目として監視指導を行った。医薬品等の収去検査並びに例年11月に実施していた薬局及び医薬品販売業者に対する夜間一斉監視指導は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中止した。

薬事講習会は、多摩地区5保健所、八王子市保健所及び町田市保健所による合同開催とし、薬局を対象にWebサイトで動画をオンデマンド配信した。令和5年2月13日から同年3月13日までの配信期間中の視聴率は41.5%であった。

(2) 毒物・劇物

毒物劇物販売業の登録、登録更新及び諸届の事務と、これらの施設に立ち入って毒物劇物の保管及び取扱い状況等の監視指導を行い、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

令和4年6月15日から同年7月14日まで毒物劇物農薬用品目販売業者等の一斉監視指導、令和4年10月3日から同年11月18日までシアン・トルエン等一斉監視指導、また、令和4年7月1日から同年12月28日まで毒物劇物販売業者の一斉監視指導を行い、毒物劇物の保管・管理等について監視指導を行った。

(3) 家庭用品

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき規制対象品（衣料品、洗浄剤等）を小売店から試買し、有害物質（ホルムアルデヒド、酸・アルカリ等）の含有量の検査を行っている。

令和4年11月21日から同年12月12日までに家庭用・住宅用洗浄剤5品目及び繊維製品52品目の計57品目を試買し、健康安全研究センターで有害物質の検査を行い、全てが基準に適合した。

なお、ウクライナ情勢により検査に使用するヘリウムガスの供給が不安定なため、一部の製品8品目の試買を中止した。

(4) 薬物乱用防止

薬物乱用防止推進地区協議会の活動や圏域の薬物乱用防止普及啓発活動等を推進している。

令和5年1月に各市の薬物乱用防止推進地区協議会の指導員や事務局を主な構成員とする「薬物乱用防止6市連絡会」及び「違法植物等市民監視隊研修会」を開催し、各市の薬物乱用防止啓発活動の取組状況についての情報交換等を行った。

また、不正大麻・けし撲滅運動では20箇所を巡回し、自生している不正けしの除去を行った。

(5) 薬剤師免許事務

薬剤師免許申請等の経由事務及び免許証の交付事務を行っている。

（受付件数等については、「Ⅱ 企画調整」の表10-5（P46）を参照）

表 1-1 薬事関係施設数及び監視指導件数

業 種		施 設					
		3年度末	4年度末	立川市	昭島市	国分寺市	
医 薬 品	薬 局		303	313	99	43	53
	販 売 業	店舗販売業	121	128	45	19	19
		卸売販売業	58	54	30	7	7
	薬局製剤製造業		12	13	2	2	3
	薬局製剤製造販売業		12	13	2	2	3
	麻薬小売業者		240	251	79	36	38
	向精神薬販売業者		361	367	129	50	60
	覚醒剤原料取扱薬局（注）		303	313	99	43	53
医 療 機 器	高度管理医療機器等販売業		349	356	160	44	48
	管理医療機器販売業		2,025	2,049	787	316	318
	高度管理医療機器等貸与業		237	237	108	28	34
	管理医療機器貸与業		563	568	188	76	98
化粧品販売業		482	495	174	69	79	
医薬部外品販売業		482	495	174	69	79	
毒 物 劇 物	販 売 業	一般販売業	145	141	48	26	16
		特定品目販売業	10	10	3	-	1
		農業用品目販売業	12	12	3	2	-
業 務 上 取 扱 者	届 出	電気めつき業	7	7	2	2	-
		金属熱処理業	2	2	-	1	-
		運送業	1	1	-	-	-
		しろあり防除業	-	-	-	-	-
	非届出	工場・研究所	34	34	7	10	4
		学校	133	133	35	25	18
総 数		5,892	5,992	2,174	870	931	

（注）覚醒剤取締法第30条の7第7号に規定する者の薬局

表 1-2 シアン化合物を使用している電気めつき事業所等の排水検査

区 分	施 設 数	採水件数	検 査 結 果	
			1ppm 以下	1ppm 超
3年度末総数	9	8	8	-
4年度末総数	9	8	8	-
電気めつき業	7	6	6	-
熱 処 理 業	2	2	2	-

数			新 規	廃 止	更 新	諸 届	監視指導件数
国 立 市	東大和市	武蔵村山市					
46	39	33	19	9	53	1,384	240
16	16	13	9	2	19	516	68
7	2	1	3	7	16	44	25
3	3	-	1	-	-	-	4
3	3	-	1	-	-	13	4
31	36	31	18	7	99	650	169
53	41	34	22	16	-	-	265
46	39	33	19	9	53	1,384	240
42	33	29	27	20	91	217	167
251	203	174	56	32	-	84	333
29	22	16	15	15	75	117	124
81	71	54	9	4	-	14	333
69	57	47	31	18	-	-	333
69	57	47	31	18	-	-	333
21	19	11	4	8	23	25	50
2	3	1	1	1	2	1	3
1	3	3	-	-	1	2	13
1	-	2	-	-	-	1	6
-	-	1	-	-	-	1	2
1	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1	6	6	-	-	-	-	5
21	17	17	-	-	-	-	-
794	670	553	266	166	432	4,453	2,717

2 環境衛生

都民の日常生活に密接な関係をもつ理容所、美容所、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設等について、関係法令に基づき許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図っている。

また、都民の健康的で快適な居住環境を確保するために、気密化する住宅の適切な住まい方やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫等防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

(1) 施設と監視指導

管内の法令に基づく業種の施設数の現況と令和4年度の許可・確認・廃止・監視指導件数は表2-1、要綱に基づく業種の施設数の現況と令和4年度の届出・廃止・調査指導件数は表2-2のとおりである。

表2-1 環境衛生関係施設の数・許可・確認・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）

業 種	営 業 施 設 数								許可 確認 届出 件数	廃止 件数	監視 指導 件数
	3年度末	令 和 4 年 度 末									
	総数	総数	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市			
総 数	6,057	6,062	2,276	1,173	902	788	535	388	171	166	983
理 容 所	328	329	92	64	49	43	47	34	11	10	77
美 容 所	980	1,043	437	130	179	135	93	69	114	51	321
ク リ ー ニ ン グ 所	261	247	78	45	43	32	26	23	4	18	73
一 般	79	(注)75	24	14	10	4	13	10	1	4	29
リネンサプライ	8	8	2	2	-	2	-	2	-	-	-
取 次 所	174	(注)164	52	29	33	26	13	11	3	14	44
公 衆 浴 場	55	52	16	10	7	9	6	4	4	7	106
普 通	12	12	4	3	1	1	2	1	-	-	29
そ の 他	43	40	12	7	6	8	4	3	4	7	77
旅 館 業	71	71	37	15	10	6	3	-	5	5	53
旅 館 ・ ホ テ ル	69	67	36	12	10	6	3	-	3	5	47
簡 易 宿 所	2	4	1	3	-	-	-	-	2	-	6
下 宿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
季 節 営 業 (再 掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
興 行 場	54	54	30	5	2	1	2	14	3	3	39
映 画 館	34	34	21	1	-	-	-	12	-	-	34
ス ポ ー ツ	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	17	17	6	4	2	1	2	2	-	-	-
仮 設 興 行 場	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	5
プ ー ル	185	185	63	27	25	26	20	24	9	9	217
許 可	62	61	30	6	7	9	3	6	8	9	93
届 出	123	124	33	21	18	17	17	18	1	-	124
水 道 施 設	878	872	348	165	134	110	79	36	6	12	37
上 水 道 ・ 簡 易 水 道	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
専 用 水 道	30	29	10	7	3	5	2	2	-	1	34
簡 易 専 用 水 道	847	842	338	157	131	105	77	34	6	11	3
小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	2,996	2,955	1,038	677	426	402	245	167	9	50	45
特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	495	487	153	104	79	69	48	34	7	15	35
特 定 以 外	2,501	2,468	885	573	347	333	197	133	2	35	10
温 泉 利 用 施 設	6	7	3	1	-	1	-	2	1	-	13
特 定 建 築 物	243	247	134	34	27	23	14	15	5	1	2

(注) クリーニング所の一般・取次所の令和4年度末総数には、一般から取次所へ変更を行った1施設が含まれる。

表 2-2 環境衛生関係施設の数・届出・廃止・調査指導件数（要綱に基づく施設）

業 種	施 設 数								届出 件数	廃止 件数	調査 指導 件数
	3年度末	令 和 4 年 度 末									
	総数	総数	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市			
総 数	137	136	38	27	26	12	19	14	3	4	80
コインランドリー	73	74	26	14	13	8	8	5	3	2	71
コインシャワー	2	2	1	-	1	-	-	-	-	-	1
飲用に供する井戸等	62	60	11	13	12	4	11	9	-	2	8

(2) 環境衛生関係施設等の科学検査

理容所、美容所及び興行場は施設内の空気検査、クリーニング所は空気中のテトラクロロエチレン検査、公衆浴場及びプール等は水質検査を行った。また、特定建築物については居室の空気検査を行った。

検査の結果、不適となった施設に対しては原因を究明し適正な衛生管理を実施するよう指導した。なお、施設の科学検査では施設の状況を的確に把握するために複数のポイントで測定又は採水することがあるため、表中の検査数は測定ポイント数又は検体数のことである。

表 2-3 理容所・美容所の空気検査

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検 査 数	検 査 数 中		項 目 別 不 適 合 数 (延 べ 数)			
							冷房期		暖房期	
					適 合	不 適 合	炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	29	29	-	29	29	-	-	-	-	-
美容所	54	54	-	54	54	-	-	-	-	-
					基準(指導基準)	0.5%以下	(10ppm以下)	0.5%以下	(10ppm以下)	

表 2-4 クリーニング所の空気検査及び排液検査

溶 剤	使 用 施設数	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検 査 数		検 査 数 中		指 導 基 準	
					空 気	排 液	適 合	不 適 合		
テトラクロロ エチレン	2	1	1	-	1	-	1	-	空気	25ppm以下
						(注)	-	-	排液	0.1mg/L以下

(注) 排液検査は採取できる施設でのみ実施

表 2-5 公衆浴場（普通・その他）及び旅館業の水質検査等

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数(延べ数)					
					適合	不適合	遊離残留塩素濃度	レジオネラ属菌(注2)	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	照度
公衆浴場(普通)	14	11	3	93	89	4	-	2	-	2	-	-
公衆浴場(その他)(注1)	31	27	4	113	97	5	1	4	-	-	-	-
旅館業(注1)	4	4	-	6	6	-	-	-	/	/	/	/
基準							0.4mg/L以上	検出されないこと	5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	20ルクス以上

(注1) 公衆浴場と旅館業との許可を得ている場合は、公衆浴場（その他）に計上

(注2) レジオネラ属菌の検査は循環浴槽が対象

表 2-6 興行場の空気検査

実施時期	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数(延べ数)		
					適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量
冷房期	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暖房期	34	34	-	94	94	-	-	-	-
基準							0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下

表 2-7 プールの水質検査等

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数(延べ数)								
				pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素濃度	炭酸ガス	レジオネラ属菌(注)
許可	34	24	10	1	-	-	-	3	1	3	1	5
届出	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準				5.8~8.6	2度以下	12mg/L以下	検出されないこと	200CFU/mL以下	100ルクス以上	0.4mg/L以上	0.15%以下	検出されないこと

(注) レジオネラ属菌の検査は加温装置を使用した温水プールや採暖槽が対象

表 2-8 特定建築物の空気検査

用 途		温度	相対湿度	気流	浮遊 粉じん量	二酸化 炭素	一酸化 炭素	ホルム アルデヒド
事務所	検査施設数	1	1	1	1	1	1	-
	適合施設数	1	-	1	1	1	1	-
	不適合施設数	-	1	-	-	-	-	-
その他	検査施設数	1	1	1	1	1	1	-
	適合施設数	1	-	1	1	1	1	-
	不適合施設数	-	1	-	-	-	-	-
基準値		18~28℃	40~70%	0.5m/秒 以下	0.15mg/m ³ 以下	1,000ppm 以下	6ppm 以下	0.1mg/m ³ 以下

表 2-9 飲料水の水質検査

区 分	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	項目別不適数 (延べ数)								
				大腸菌	一般 細菌	色度	濁度	有機物 (TOC)	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	遊離残留 塩素濃度	pH 値	その他
専用水道	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
井戸水等	9	7	2	1	1	-	-	-	-	-	-	1(注)
			基準	検出され ないこと	100CFU/mL 以下	5 度 以下	2 度 以下	3mg/L 以下	10mg/L 以下	0.1mg/L 以上	5.8~8.6	/

(注) 項目の内訳は、「鉄及びその化合物」

(3) 環境衛生関係施設等に関する相談

理容所、美容所、公衆浴場等の営業施設のほか、水道施設、特定建築物等の届出や維持管理等に関連する相談が寄せられている。

表 2-10 営業施設・水道施設等の相談処理件数

総数	営 業 施 設							水道 施設	特定 建築物
	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館業	興行場	その他		
1,061	73	551	34	103	96	20	184	287	183

(4) 生活環境・室内環境保健対策

ねずみ・衛生害虫等に関する相談については環境対策を中心とした防除方法を助言し、状況に応じて害虫の同定等を実施した。また、室内環境については健康的な住まい方や維持管理について助言を行った。

ねずみ・衛生害虫等の主な相談内容としては、ネズミ13件、ダニ8件、トコジラミ6件、アタマジラミ2件であった。

表 2-11 生活環境・室内環境保健関係の相談等処理件数

内 容	有害化学物質	空気・カビ	アレルギー	ねずみ・衛生害虫等	悪臭・騒音	その他
相談件数	-	-	1	47	-	1
調査件数 ^(注)	-	-	-	5	-	-

(注) 顕微鏡等による同定検査を含む

(5) 衛生講習会

環境衛生関係施設等に対する監視・指導を実施するほか、施設の衛生確保や健康危機管理等をテーマとして保健衛生意識・知識の普及啓発に努めている。

表 2-12 衛生講習会

対 象	回 数	受講者数	講習内容
市立学校プール（各市教育委員会及び学校関係者）	2	30	学校プールの衛生管理について
東京都理容生活衛生同業組合立川支部組合員	1	47	新型コロナに関する情報、換気について、理容所の衛生管理について等
プール管理員、団体指導者（立川市内の地域自治会員）	1	9	学校開放プールの衛生管理について
東京都美容生活衛生同業組合立川支部組合員	1	14	美容所の衛生管理、新型コロナウイルス感染症に関する対策等
令和4年度レジオネラ対策講習会（営業施設向け）	1	40	循環式設備を有する公衆浴場・旅館業・加温式プール施設等に対し、レジオネラ症予防のための適切な衛生管理手法等についての普及啓発
令和4年度レジオネラ対策講習会（社会福祉施設向け）	1	22	循環式設備を有する社会福祉施設に対し、レジオネラ症予防のための適切な衛生管理手法等についての普及啓発

3 食品衛生

食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、改正食品衛生法が施行され、営業の許可業種が見直されるとともに届出制度が創設された。また、原則として食品を取り扱う全ての営業者に、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられた。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の事業実施は縮小したが、食中毒等の飲食に起因する健康被害を未然に防止するため、食品衛生法等に基づき、食品関係営業施設に対する許認可、監視指導、流通食品の検査等を行った。また、営業者及び消費者に対して、衛生講習会の実施や情報媒体の活用等により、食品衛生の普及啓発を行った。

- (1) 営業許可・届出の事務等においては、食品衛生法等に基づき営業施設等が施設の基準に適合しているかを審査し、許可書の発行又は届出書の受理を行っている。
- (2) 食品関係施設に対する監視指導においては、年間事業計画に基づき収去検査や現場簡易検査等を取り入れ、科学的な根拠に基づき実施している。また、集団給食施設、縁日・祭礼等の行事における出店、ふぐ取扱施設、夜間営業施設等に対しても、地域の特性を考慮して一斉監視指導を行っている。
- (3) 食品の表示については、食品表示法等に基づき適正な表示がされているか検査し、不適正な表示に対する指導等を行っている。
- (4) 消費者の食品に対する安全・安心を確保するため、消費者からの苦情や相談事例については迅速で公平かつ公正な調査による原因究明と再発防止のための指導を行っている。
- (5) 食中毒（疑いを含む。）を探知した際は、迅速かつ的確に調査を行い、被害の拡大防止を行っている。また、再発防止のために施設設備の改善、食品の取扱い等の指導を行っている。
- (6) 食品衛生法改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化され、原則、すべての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理が必要となった。そこで、事業者の状況や食品ごとの特性を踏まえつつ、着実なHACCPに沿った衛生管理の導入と定着に向け、食品等事業者の支援を行っている。
- (7) 食品衛生の普及啓発については、事業者向けの各種衛生講習会、都民向けの「健康だより」、食品衛生情報紙、当所のホームページ等を通じて、正確で迅速な情報提供を行っている。
- (8) 保健所計画事業では、「動画を用いた効率的・効果的な普及啓発事業の推進」を行った。

令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が義務化され食品等事業者への普及啓発を着実に実施しなければならない状況だが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従来実施してきた集合型の講習会の開催が困難となった。そのため、講習会受講方法の選択の幅を広げ、事業者の受講の機会を増やすため、YouTubeでオンデマンド配信する形式の講習会を実施した。その結果、受講者数が近年では過去最大となり、より多くの事業者に対し普及啓発を行うことができた。

令和5年度以降は、今回構築したオンライン講習会の仕組みを東京都の他の保健所にも水平に展開し、各保健所が独自で実施していたオンライン講習会を共同で実施する体制を整える。

表3-1 営業施設、許可数、監視指導件数
(改正前食品衛生法第52条に規定する営業)

市別内訳	3年度末 営業所 数	許 可 件 数															
		新 規							更 新								
		立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
飲 食 店	旅 館 ・ ホ テ ル	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	バー・キャバレー	178	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一 般 飲 食 店	3,498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民 生 食 堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	す し 屋	106	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ ば 屋	117	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	仕 出 し 屋	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	弁 当 屋	268	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ う 菜 店	183	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移 動	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨 時	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	許可ある集団給食	323	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 車	201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 販 売 機	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天 ぶ ら 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋 形 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	5,051	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	店 舗	87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 販 売 機	436	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 車	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	531	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	パン 製 造 業	202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生 菓 子 製 造 業	155	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の菓子製造業	399	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移 動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨 時	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 車	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	805	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
あ ん 類 製 造 業		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集 乳 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 類 販 売 業	専 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ショーケース売り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 販 売 機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移 動 販 売 車	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業		38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 販 売 業	一 般	163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	包 装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 販 売 機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移 動 販 売 車	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	165	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業		8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	一 般	123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	包 装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移 動 販 売 車	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 競 り 売 り 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 冷 凍 業	冷 凍 業	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	冷 蔵 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

廃業数								4年度末営業所数								監視件数	備考
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計		
9	2	1	-	-	2	-	14	17	5	3	4	2	-	-	31	15	
37	2	11	1	3	1	-	55	101	-	15	1	5	1	-	123	27	
335	102	167	81	60	53	-	798	1,032	422	517	318	218	191	-	2,698	866	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	4	3	2	3	1	-	19	28	15	17	12	6	9	-	87	45	
12	3	6	6	-	3	-	30	29	10	12	12	15	9	-	87	32	
3	1	2	1	2	2	-	11	12	11	5	7	6	11	-	52	24	
23	10	6	8	10	7	-	64	61	25	44	30	29	15	-	204	169	
17	5	3	8	2	4	-	39	45	18	19	21	27	14	-	144	155	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	
-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	23	23	5	
15	9	11	4	6	2	-	47	94	58	59	27	24	14	-	276	69	
-	-	-	-	-	-	44	44	-	-	-	-	-	-	157	157	65	
2	4	1	-	-	1	-	8	12	3	9	2	2	3	-	31	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
459	142	211	111	86	76	48	1,133	1,432	567	700	434	334	267	181	3,915	1,473	
4	2	3	3	1	1	-	14	24	9	14	12	5	9	-	73	21	
30	22	7	11	4	5	-	79	109	66	33	28	28	37	-	301	11	
-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	6	6	3	
34	24	10	14	5	6	2	95	133	75	47	40	33	46	6	380	35	
19	8	8	13	2	2	-	52	41	24	36	23	15	10	-	149	77	
14	9	3	1	1	9	-	37	35	17	30	18	11	7	-	118	75	
31	9	11	10	5	2	-	68	102	38	56	72	29	34	-	331	114	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	
-	-	-	-	-	-	11	11	-	-	-	-	-	-	34	34	25	
64	26	22	24	8	13	11	168	178	79	122	113	55	51	38	636	291	
1	-	-	-	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	1	3	
15	2	3	1	2	2	-	25	25	5	9	8	2	4	-	53	20	
-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	1	-	-	1	-	-	4	2	1	-	1	2	1	-	7	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	
5	1	-	-	-	3	-	9	10	3	3	1	1	12	-	30	32	
12	3	1	1	2	2	-	21	46	21	22	16	19	18	-	142	138	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	
12	3	1	1	2	2	-	21	46	21	22	16	19	18	2	144	138	
1	-	-	-	-	1	-	2	1	-	-	2	-	3	-	6	3	
9	3	3	2	2	1	-	20	31	22	18	12	10	10	-	103	109	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	
9	3	3	2	2	1	-	20	31	22	18	12	10	10	3	106	109	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
2	1	-	-	-	2	-	5	6	4	2	1	-	3	-	16	12	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	1	-	-	-	2	-	5	6	4	2	1	-	3	-	16	12	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	
-	-	-	-	2	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	1	2	

市別内訳	3年度末 営業所 数	許 可 件 数															
		新 規								更 新							
		立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（自動角氷製造機）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（自動販売機）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 脂 質	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
動物性油脂	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
植物性油脂	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
し ょ う 油 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麵 類 製 造 業	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰又はびん詰食品製造業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	7,006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表3-2 営業施設、許可数、監視指導件数
(東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業)

市別内訳	3年度末 営業所 数	交 付 件 数															
		新 規								更 新							
		立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	45	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
ふぐ加工製品取扱施設	142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

廃業数								4年度末営業所数								監視件数	備考	
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	3	-	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	-	-	-
3	-	-	1	-	-	-	4	2	2	1	-	2	1	-	8	-	15	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	1	1	-	-	2	-	9	7	6	5	4	1	8	-	31	-	17	17
23	1	1	5	-	5	-	35	34	10	14	14	1	8	-	81	-	49	49
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
635	205	252	159	110	114	61	1,536	1,911	801	943	651	460	433	232	5,431	-	2,206	2,206

廃止数								4年度末営業所数								監視件数	備考	
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計			
2	1	1	-	-	-	-	4	12	7	12	3	1	1	-	36	-	55	55
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表3-3 営業施設、許可数、監視指導件数
(改正後食品衛生法第55条に規定する営業)

市別内訳	3年度末 営業所 数	許 可 件 数															
		新 規								更 新							
		立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
飲 食 店	998	518	159	206	113	80	74	-	1,150	-	-	-	-	-	-	-	-
一 般 飲 食 店	43	16	20	8	8	3	2	-	57	-	-	-	-	-	-	-	-
集 団 給 食	48	-	-	-	-	-	-	59	59	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車	4	1	1	4	-	2	1	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-
簡 易	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
移 動	12	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
臨 時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天 ぶ ら 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
屋 形 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	1,106	535	180	218	121	85	77	61	1,277	-	-	-	-	-	-	-	-
調理機能を有する自動販売機	7	4	2	2	1	1	1	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 販 売 業	27	9	2	1	1	4	3	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	31	7	3	1	2	2	1	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	3	5	1	1	-	-	2	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-
一 般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車	3	5	1	1	-	-	2	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	94	31	14	17	28	6	8	-	104	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	3	-	-	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	1	-	1	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水 産 製 品 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
種 類 製 造 業	5	1	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業	24	6	2	-	12	4	5	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型そうざい製造業	3	1	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	2	1	1	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	2	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業	9	2	1	2	-	1	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 小 分 け 業	-	-	1	1	-	-	2	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,324	604	209	244	166	105	103	61	1,492	-	-	-	-	-	-	-	-

廃業数								4年度末営業所数								監視件数	備考
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計		
135	24	25	9	9	6	-	208	791	303	316	219	168	141	-	1,938	2,146	
-	1	1	1	1	-	-	4	23	29	17	10	11	6	-	96	107	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107	107	75	
-	1	1	-	-	-	-	2	4	1	3	-	2	1	-	11	15	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	13	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
135	26	27	10	10	6	-	214	818	333	336	229	181	148	122	2,167	2,346	
-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	2	6	1	1	-	18	13	
1	-	-	-	-	1	-	2	19	9	2	2	6	7	-	45	70	
-	-	-	-	-	-	-	-	17	11	4	5	5	5	-	47	54	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	2	-	-	3	-	12	20	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	2	-	-	3	-	12	20	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	1	-	6	-	1	-	10	63	28	27	41	17	12	-	188	245	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	-	1	-	5	10	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-	-	4	5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	3	7	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	-	1	2	-	8	8	
-	-	1	5	-	-	-	6	14	3	3	15	5	9	-	49	66	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	2	-	5	9	
-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	6	17	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	5	9	
-	-	-	1	-	-	-	1	3	1	6	2	1	-	-	13	9	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	2	-	6	10	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	
138	27	28	22	10	8	-	233	962	401	387	302	221	193	122	2,588	2,906	

表3-4 営業施設、届出数、監視指導件数

(改正後食品衛生法第57条に規定する営業)

		3年度末 営業 所 数	届 出 件 数								廃 業 数								
			市別内訳	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計	立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計
営業	旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装)	169	1	-	1	-	-	-	-	2	7	6	9	1	3	2	-	28
		食肉販売業(包装)	193	7	2	1	-	1	2	-	13	9	7	11	1	3	3	-	34
		乳類販売業	574	3	3	-	2	-	-	-	8	23	11	13	4	14	4	-	69
		冰雪販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	74	10	9	2	6	4	1	-	32	1	3	2	1	4	-	-	11
	小計	1,012	21	14	4	8	5	3	-	55	40	27	35	7	24	9	-	142	
	販売業	弁当販売業	43	9	1	3	4	-	-	-	17	2	-	-	1	-	-	-	3
		野菜果物販売業	78	8	6	7	2	4	-	-	27	3	1	-	2	-	1	-	7
		米穀類販売業	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		通信販売・訪問販売	2	1	-	2	1	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
		コンビニエンスストア	271	8	6	15	5	6	2	-	42	5	4	6	2	4	1	-	22
		百貨店・総合スーパー	138	10	2	5	1	2	2	-	22	5	-	1	1	-	1	-	8
		自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	191	15	4	1	2	3	2	-	27	6	-	-	-	4	-	-	10
		その他食料・飲料販売業	588	124	16	25	26	7	10	1	209	52	7	9	10	2	3	-	83
小計	1,343	175	35	58	41	22	16	1	348	73	12	16	16	10	6	-	133		
届出業種	製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		いわゆる健康食品の製造・加工業	8	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
		コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	14	4	2	2	6	2	-	-	16	-	-	-	1	-	-	-	1
		農産保存食料品製造・加工業	4	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
		調味料製造・加工業	6	5	1	1	2	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-
		糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		精穀・製粉業	12	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		製茶業	10	1	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
		海藻製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		卵選別包装業	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他食料品製造・加工業	9	7	4	1	7	-	6	-	25	-	-	-	1	-	1	-	2
		小計	65	19	9	4	16	2	8	-	58	-	-	-	2	-	1	-	3
		上記以外のもの	行商	37	2	-	2	-	-	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-
集団給食施設	237		7	3	3	2	4	1	-	20	1	2	1	-	1	-	-	5	
器具容器包装の製造・加工業(合成樹脂製に限る)	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業となされないもの	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	9	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	283	10	3	5	2	4	2	-	26	1	2	1	-	1	-	-	5		
計	2,703	225	61	71	67	33	29	1	487	114	41	52	25	35	16	-	283		
公衆衛生に与える影響が少ない営業		12	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		2,715	225	61	71	67	33	30	1	488	114	41	52	25	35	16	-	283	
東京都ふぐの取扱規程に規定する営業	ふぐ取扱所	4	1	-	1	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	2	
	ふぐ加工製品取扱施設	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

4 年 度 末 営 業 所 数								監視件数	備考
立川市	昭島市	国分寺市	国立市	東大和市	武蔵村山市	都内一円	小計		
50	30	22	14	7	20	-	143	12	
62	35	24	19	9	23	-	172	30	
188	114	64	60	34	46	-	506	55	
1	1	-	-	1	-	-	3	2	
74	37	6	16	7	11	-	151	3	
375	217	116	109	58	100	-	975	102	
33	3	7	7	2	6	-	58	5	
28	13	19	18	10	11	-	99	35	
15	5	2	1	5	4	-	32	10	
1	2	2	1	-	-	-	6	1	
99	51	50	35	31	26	-	292	36	
42	24	30	21	22	15	-	154	129	
68	48	37	16	20	22	-	211	4	
313	91	136	67	50	64	2	723	153	
599	237	283	166	140	148	2	1,575	373	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	2	-	1	2	4	-	10	-	
7	3	5	10	2	2	-	29	11	
3	1	-	1	-	1	-	6	3	
7	1	2	5	1	-	-	16	11	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	7	-	-	-	1	-	13	6	
1	2	-	1	2	6	-	12	4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	-	-	-	1	-	3	-	
9	4	1	8	3	5	-	30	7	
35	20	8	26	10	20	-	119	42	
33	1	5	1	2	1	-	43	1	
83	37	44	29	34	26	-	253	132	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	4	-	1	-	1	-	10	1	
120	42	49	31	36	28	-	306	134	
1,129	516	456	332	244	296	2	2,975	651	
4	12	5	1	1	4	-	27	-	
1,133	528	461	333	245	300	2	3,002	651	
6	-	1	2	1	-	-	10	26	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表3-5 食品別収去検査成績（健康安全研究センター等送付分）

食品分類		項目	合計			細菌検査			理化学検査		
			合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類		6	3	3	6	3	3	-	-	-
	魚介類加工品		9	6	3	5	5	-	4	1	3
冷凍食品	無加熱摂取		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前加熱済・加熱後摂取		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前未加熱・加熱後摂取		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類		-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品			18	15	3	7	7	-	11	8	3
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳製品		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳類加工品		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓		4	4	-	4	4	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品		6	3	3	-	-	-	6	3	3
	野菜類・果物及びその加工品		7	6	1	6	6	-	1	-	1
菓子類			26	25	1	22	21	1	4	4	-
飲料・氷雪・水	清涼飲料水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒精飲料		5	5	-	3	3	-	2	2	-
	氷雪		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	缶詰・びん詰		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	調味料		3	2	1	1	-	1	2	2	-
	そうざい類及びその半製品		31	31	-	25	25	-	6	6	-
	上記以外の食品		7	7	-	5	5	-	2	2	-
添加物	別表第1の添加物及び製剤		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他添加物		-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具等	器具及び容器包装		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	おもちゃ		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			122	107	15	84	79	5	38	28	10

表3-6 食品・器具・手指の検査（当保健所実施分）

区 分	検査数	細菌検査		理化学検査	
		良	不良	陰性	陽性
総 数	889	829	60	-	-
手 指	447	394	53	-	-
調 理 器 具	432	425	7	-	-
そ の 他	10	10	-	-	-

表3-7 食中毒発生状況(当保健所で処理した食中毒事件)

総 数		4 年 度 食 中 毒 発 生 の 内 訳				
3年度	4年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食数
3件	2件	5月31日	飲食店 (一般)	飲食店の食事 (加熱不十分な鶏さ さ身ポン酢を含む)	カンピロバクター	4/6
		11月4日	飲食店 (一般)	鶏レバー串焼き	カンピロバクター	8/14

表3-8 食中毒関連調査

事件数	調 査 対 象 数			
	患 者 関 係			施設関係
	総 数	発病状況		
		非発病	発病	
35	26	4	22	17

検 体 数		
総 数	病因物質検出状況	
	不検出	検出
22	17	5

(注)他保健所からの依頼により管内在住者及び関係施設を調査した。

表 3-9 苦情処理件数

総計	要 因 別										
	異物混入	腐敗・変敗	カビの発生	異味・異臭	変 色	変 質	食品の取扱い	表 示	有 症	施設・設備	その他
238	45	3	2	13	4	-	36	27	53	17	49

(注) 1件の苦情に複数の要因が含まれることがあるため、要因別の合計と総計は一致しない。

表 3-10 相談件数

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
17,495	10,378	7,117

表 3-11 講習会開催状況

区 分	実 務 講 習 会 A 食 品 衛 生	実 務 講 習 会 B 食 品 衛 生	そ の 他 (消費者等)	合 計
回 数	8	23	4	35
受講者数	1,368	370	281	2,019

食品衛生実務講習会は営業施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者及び許可を要しない集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

Aは飲食店営業（仕出し屋、弁当屋、すし屋、集団給食）、許可を要しない集団給食施設（1日50食以上）及び大量調理施設（1回300食以上又は1日750食以上）を対象としている。

Bは上記以外の営業施設等を対象としている。

表 3-12 調理師・製菓衛生師免許申請数

区 分	申 請 数	
	調理師	製菓衛生師
総 数	150	15
う ち 域 外	-	-
免 許 申 請	126	15
免許証書換交付申請	8	-
免許証再交付申請	16	-

表 3-13 縁日・祭礼等の一斉監視（令和4年度）

実施日	実 施 内 容	実施件数
12月1日	ふぐ取扱い・夜間営業者一斉監視	40

表3-14 化製場^(注)・動物質原料運搬業数等及び監視指導状況

年度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運 搬 業	動物質原料 運搬容器数
3	年度末施設数等	2	-	2	14
	監視指導件数	4	-	4	14
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-
4	年度末施設数等	2	-	2	15
	立 川 市	-	-	-	-
	昭 島 市	-	-	-	-
	国 分 寺 市	-	-	-	-
	国 立 市	-	-	-	-
	東 大 和 市	-	-	-	-
	武 蔵 村 山 市	2	-	2	15
	監視指導件数	4	-	4	16
	立 川 市	-	-	-	-
	昭 島 市	-	-	-	-
	国 分 寺 市	-	-	-	-
	国 立 市	-	-	-	-
	東 大 和 市	-	-	-	-
	武 蔵 村 山 市	4	-	4	16
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-
	立 川 市	-	-	-	-
	昭 島 市	-	-	-	-
	国 分 寺 市	-	-	-	-
	国 立 市	-	-	-	-
	東 大 和 市	-	-	-	-
武 蔵 村 山 市	-	-	-	-	

表3-15 食鳥処理場施設数・監視件数

	食鳥処理 場施設数	監視件数
3年度総計	4	18
4年度総計	4	14
立 川 市	2	2
昭 島 市	-	-
国 分 寺 市	-	-
国 立 市	2	12
東 大 和 市	-	-
武 蔵 村 山 市	-	-

(注) 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料
その他の物を製造するために設けられた施設

4 保健栄養

健康増進法及び食品表示法に基づき、特定給食施設等や食品関連事業者等への指導を行い、食環境の整備を図っている。

また、市や関係機関等と連携し、地域における食を通じた健康づくりを推進している。

(1) 個別栄養指導

表4-1 個別栄養指導状況

年度	種別	区分	(計) 栄養指導	栄 養 指 導					(再掲) 市町村支援	
				(再掲) 病態別			(再掲) 訪問指導	(再掲) 精 神		
				生活習慣病	難 病	その他疾病				
3年度	総 数	総 数	3	-	-	1	-	-	-	
4年度	総 数	総 数	6	3	-	-	-	2	-	
		内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		6	3	-	-	-	2	-	
	立 川 市	総 数	4	3	-	-	-	-	2	-
		内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		4	3	-	-	-	2	-	
	昭 島 市	総 数	-	-	-	-	-	-	-	-
		内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		-	-	-	-	-	-	-	
	国 分 寺 市	総 数	-	-	-	-	-	-	-	-
		内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		-	-	-	-	-	-	-	
国 立 市	総 数	2	-	-	-	-	-	-	-	
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		2	-	-	-	-	-	-		
東 大 和 市	総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		-	-	-	-	-	-	-		
武 蔵 村 山 市	総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		-	-	-	-	-	-	-		

(2) 特定給食施設指導

ア 給食施設指導

管内の特定給食施設等は440施設（令和5年3月末現在）であり、このうち健康増進法第21条に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として指定されているのは15施設である。利用者の健康維持増進を図るため、施設の特性に応じた栄養管理及び給食管理が適切に行われるよう、個別指導（来所・電話・巡回）及び集団指導（栄養管理講習会等）を行っている。

表4-2 給食施設数

	総数	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福 祉施設	児童福 祉施設	社会福 祉施設	事業所	矯正 施設	自衛 隊	寄宿舍	給食セ ンター	その他
総 数	440(15)	54	24(6)	13(1)	49	161	25	49(3)	2(2)	2	7	2(2)	52(1)
立 川 市	135(5)	17	7(3)	3	14	40	8	23	1(1)	2	3	1(1)	16
昭 島 市	81(7)	12	7(1)	3	6	27	3	11(3)	1(1)	-	-	1(1)	10(1)
国分寺市	88	13	2	2	8	42	3	7	-	-	2	-	9
国 立 市	49(1)	6	2	2(1)	6	19	6	2	-	-	2	-	4
東大和市	50	2	2	2	10	19	1	5	-	-	-	-	9
武蔵村山市	37(2)	4	4(2)	1	5	14	4	1	-	-	-	-	4

() 内は管理栄養士必置指定施設の再掲

表4-3 給食施設指導状況

年度	種 別	区 分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
3年度	総 数	個別指導延べ施設数	848	434	98	316
		(再掲)巡回指導	6	2	3	1
		集団指導開催回数	11	・	・	・
4年度	総 数	個別指導延べ施設数	502	282	72	148
		(再掲)巡回指導	6	2	3	1
		集団指導開催回数	13	・	・	・
	立 川 市	個別指導延べ施設数	139	78	26	35
		(再掲)巡回指導	3	1	1	1
		集団指導延べ施設数	122	60	6	56
	昭 島 市	個別指導延べ施設数	119	70	25	24
		(再掲)巡回指導	2	-	2	-
		集団指導延べ施設数	108	83	7	18
	国分寺市	個別指導延べ施設数	114	48	7	59
		(再掲)巡回指導	-	-	-	-
		集団指導延べ施設数	74	50	-	24
	国 立 市	個別指導延べ施設数	60	36	10	14
		(再掲)巡回指導	1	1	-	-
		集団指導延べ施設数	66	48	-	18
東大和市	個別指導延べ施設数	44	29	2	13	
	(再掲)巡回指導	-	-	-	-	
	集団指導延べ施設数	61	56	-	5	
武蔵村山市	個別指導延べ施設数	26	21	2	3	
	(再掲)巡回指導	-	-	-	-	
	集団指導延べ施設数	69	59	4	6	

表4-4 栄養管理講習会実施状況

	年 月 日	会 場	テ ー マ	講 師	参 加 施設数	参加 人数
1	令和4年 5月19日	オンライン (Webex)	・健康増進法と特定給食施設 ・栄養管理報告書（保育所・幼稚園等）の作成のポイント	生活環境安全課栄養指導員	46	47
2	令和4年 5月25日	オンライン (Webex)	・健康増進法と特定給食施設 ・栄養管理報告書（病院・介護施設等）の作成のポイント	生活環境安全課栄養指導員	22	30
3	令和4年 5月27日	オンライン (Webex)	・健康増進法と特定給食施設 ・栄養管理報告書（給食施設）の作成のポイント	生活環境安全課栄養指導員	4	4
4	令和4年 6月14日	オンライン (Webex)	・最近の食品衛生に関する話題と食中毒予防 ・栄養関連情報	生活環境安全課食品衛生監視員 生活環境安全課栄養指導員	57	76
5	令和4年 6月22日	オンライン (Webex)	・最近の食品衛生に関する話題と食中毒予防 ・栄養関連情報	生活環境安全課食品衛生監視員 生活環境安全課栄養指導員	61	80
6	令和4年 7月22日	オンライン (Webex)	・乳幼児身体発育曲線の活用・実践ガイドの活用について	新潟県立大学 人間生活学部 健康栄養学科教授 村山 伸子 氏	58	67
7	令和4年 8月30日	オンライン (Webex)	・発達障害等の子どもの食の困難の実態と支援ニーズ ～「食べられない」を傾聴と対話で支援する～ <北多摩西部保健医療圏市町村等支援研修合同開催>	金沢大学 人間社会研究域 学校教育系准教授 田部 絢子 氏	61	73
8	令和4年 9月13日	オンライン (Webex)	・健康食品を正しく理解しましょう ・保育所・幼稚園等におけるコロナ禍の食育活動	生活環境安全課薬事監視員 生活環境安全課栄養指導員	54	56
9	令和4年 9月21日	オンライン (Webex)	・食育で得られるマルチスキルでSDGsに貢献しよう	東京家政大学 ヒューマンライフ 支援センター准教授 内野 美恵 氏	38	42
10	令和4年 12月1日	オンライン (Webex)	・食べるを考える～QOLと栄養～ <摂食嚥下機能支援研修会合同開催>	座長： 医療法人社団つくし会 新田クリニック院長 新田 國夫 氏 講師： 東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科医歯学系専攻 老化制御学講座 摂食嚥下リハビリテーション学分野教授 戸原 玄 氏	22	31
11	令和5年 2月28日	オンライン (Webex)	・給食施設における災害への備え	お茶の水女子大学基幹研究院 自然科学系教授 須藤 紀子 氏	67	75
合計					490	581

イ 地区組織育成・支援

多摩立川保健所地区施設給食協議会（以下「立施協」という。）は、地域の公衆衛生の向上に寄与することを目的に昭和54年5月に発足し、令和5年3月末現在64施設が会員となっている。

保健所は立施協が行う栄養改善普及事業（栄養展）等の活動に対し支援を行っている。

表4-5 栄養展（わたしたちの食事展）の実施状況

項目	実施回数	延べ人員	内容等
わたしたちの食事展	-	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施は見送っている。

(3) 人材育成

ア 健康づくり調理師研修会

都民の外出における健康づくりの担い手である飲食店の調理師等の資質の向上を図るとともに、飲食店がより一層、健康に配慮したメニューを提供できるよう研修を行っている。

イ 地域活動栄養士会の育成・支援

地域において都民の食生活支援活動等を行っている多摩立川地域活動栄養士会に対し、会員の資質向上及び人材育成のため情報提供等により支援を行っている。

ウ 管理栄養士養成施設学生実習指導等

管理栄養士養成施設学生への実習指導を実施している（医師への臨床研修は中止）。

表 4-6 人材育成実施状況

項目	実施回数	延べ人員	内 容 等
健康づくり 調理師研修会	2日制 2回	67	<p>第1回：(1日目) 令和4年10月4日(火曜日) (2日目) 令和4年10月11日(火曜日)</p> <p>第2回：(1日目) 令和4年10月4日(火曜日) (2日目) 令和4年10月13日(木曜日)</p> <p>第1回・第2回ともに、以下の内容で実施【オンライン(Webex)】</p> <p><1日目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生情報 生活環境安全課食品衛生担当 ・健康づくりと飲食店の役割 生活環境安全課保健栄養担当 <p><2日目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜を楽しく、美味しく！魅力大発見！ ～食べたくなる野菜の話～ 料理研究家 野菜ソムリエ Canaco 氏
地域活動栄養士会 育成・支援	7	8	<p>栄養関連の情報の提供・助言等</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常の活動は見送っている。</p>
管理栄養士養成施設 学生実習指導	5日間 ×6班	136	<p>東京農業大学3年生 27名(オリエンテーションのみ28名参加)</p> <p>保健所の役割と公衆栄養業務について (事前学習・オンラインオリエンテーション・班別実習 ・オンライン報告会)</p>

(4) 食に関するネットワークの形成

圏域6市及び保健所間の連携体制を強化し、保健栄養事業の円滑な実施と地域における栄養・食生活改善の総合的な推進を図るため、圏域栄養士業務連絡会を開催している。

また、各市が主催する栄養連絡会に出席している(延べ16回)。

表 4-7 圏域栄養士業務連絡会実施状況

項目	実施回数	延べ人員	内 容 等
圏域栄養士業務連絡会	3	31	事業計画・事業執行状況、意見交換等

(5) 地域における食生活改善普及事業

都民が望ましい生活習慣を継続して実践できるよう、食環境の整備を推進している。

ア 野菜メニュー店普及促進事業

都民の野菜摂取量が目標量に達していない現状や外食利用率が高い状況を踏まえ、平成26年度から1食当たり120g以上の野菜を使用したメニューがある飲食店等「野菜メニュー店」の普及を図っている。多摩立川保健所管内の野菜メニュー店は57店舗（令和5年3月末現在）である。

イ 栄養・食生活ネットワーク会議

管内関係機関・関係団体と協力・連携して栄養・食生活改善の効果的な推進を図ることを目的に、野菜摂取量を増やすための取組等について検討を行っている。

なお、本会議内の連携により作成した「野菜摂取を促す啓発動画（30秒）」を立川駅前の大型街頭ビジョン2か所で食生活改善普及運動月間（9月）や野菜の日（8月31日）、菜の日（31日）に合わせて放映している。また、食生活改善普及運動月間（9月）に合わせて、広く都民が目にする新宿駅西口にある大型デジタルサイネージでも放映している。

表4-8 栄養・食生活ネットワーク会議実施状況

項目	延べ人員	内容等
第1回	16	・令和元年度までの取組内容の共有 ・野菜摂取に関する調査結果 ・保健所及び各市の取組等（令和5年2月書面開催）

(6) 栄養表示等普及促進事業

食品表示法（食品表示基準）に基づく栄養成分表示並びに健康増進法に基づく特別用途食品許可制度に基づく表示や誇大表示の禁止に係る表示の適正化及び普及を図ることを目的に、食品関連事業者等に対する監視指導や相談指導等を行っている。

ア 収去検査

管内の販売施設等から特別用途食品及び栄養表示食品を収去し、表示内容検査を実施している。

イ 立入検査

栄養成分表示等の食品表示及び健康保持増進効果について広告等がされた食品に対して適正な表示が行われることを目的に、管内製造・販売業者等への立入検査及び一斉監視指導を実施している。

ウ 講習会

管内の食品製造者等において表示及び広告等の作成に従事している者を対象として、適正な表示の普及を図るため講習会を実施している。

表 4-9 栄養表示等普及促進事業の実施状況

項 目	実施回数	内 容 等
収去検査	1	第1回：令和4年6月10日（金曜日） 第2回：令和4年9月30日（金曜日） （第2回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。）
立入検査	5	延べ許可件数：25件
食品表示講習会	1	開催方法：書面開催 資料発送日：令和4年12月1日（木曜日） 送付施設数：237施設
相談指導等	57	食品表示基準に基づく栄養成分表示の方法等の相談 不適正表示指導（うち12回）

(7) 調査・研究

国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、厚生労働省の指定地区を対象に、国民の身体の状態、栄養素摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に、毎年11月に実施している。

令和4年は、調査地区の指定がなく、調査は実施していない。